

平成25年度 島根県の社会福祉政策への提言・要望

要望項目	回答	担当課	
1 大規模災害を見据えた防災・減災活動の総合的推進			
(1)	<p>県地域防災計画に、県災害ボランティアセンターの設置を明記するとともに、その設置・運営主体として島根県社会福祉協議会を明確に位置付けていただきますようお願いします。</p> <p>また、県災害ボランティアセンターの設置場所をいきいきプラザ島根とし、その機能を十二分に果たすことが出来るスペースを確保していただきますようお願いします。</p> <p>更に、原子力災害時等、県災害対策本部を移設される場合は、県災害ボランティアセンターの移設につきましても配慮いただきますようお願いします。</p>	<p>災害発生時には必要に応じ、「災害救援ボランティアセンター」が市町村単位に置かれることになっています。災害の規模が大きくこのセンターの対応能力を超える場合に、その機能の広域的支援や一部代替ができる体制を検討する必要があります。</p> <p>次期、地域防災計画の改定にあたり、この体制について検討していきます。</p> <p>また支援の役割分担や設置場所など具体的な運用についても、今後協議していきたいと考えています。</p>	地域福祉課
(2)	<p>東日本大震災は、大規模災害時等における福祉・介護事業所の広域による連携や相互支援等の仕組みはどうあるべきかについても新たな課題を提示しています。</p> <p>こうした状況を踏まえ、今後、県社協において、災害時における広域的な事業所間の連携や相互支援のあり方等の検討をすすめていきますが、行政と事業者等との役割分担や連携体制等が真に実効性のあるものとなるよう、県としても県社協等と連携して大規模災害時等における被災施設からの避難や福祉・介護職員の応援派遣等について検討し、必要な対策を講じられるよう要望します。</p>	<p>大規模な災害が発生した場合でも必要な福祉サービスを提供できる体制づくりが、求められています。</p> <p>島根県としても、島根県社会福祉協議会と積極的に連携しながら、県内の仕組みづくりに関わっていききたいと考えています。</p>	地域福祉課
2 地域福祉推進基盤の強化			
(1)	<p>地域住民の力だけでは解決できない、社会的孤立などの今日的な地域福祉課題の解決に向けた新たな取り組みとして「しまね流あんしん支援員モデル事業」（仮称）の創設を提案します。</p> <p>また、今年度で終了される予定の「しまね流自治会区福祉活動推進事業」を平成25年度以降も継続実施されるようお願いします。</p>	<p>経済的困窮や社会的孤立など複合的な課題を抱えた対象への支援については、島根県社会福祉協議会が本年度から「訪問員配置モデル事業」として取り組んでおられるところであり、その成果を見きわめながら、県の関わり方を検討していきたいと考えています。</p> <p>小地域を単位とした地域支え合い活動については、「第2次島根県総合発展計画」に数値目標を掲げ、積極的に取り組んでいるところです。平成25年度は、これまでの活動を踏まえ、小地域における組織作りや活動の計画・実施を支援することとしています。</p>	地域福祉課
(2)	<p>民生委員・児童委員の定数は、各市町村及び市町村民生児童委員協議会の考えを十分に尊重し、定められますようお願いします。</p>	<p>次期改選における民生委員・児童委員の定数については、市町村・民生児童委員の意見も踏まえ、必要な定数を確保しました。</p>	地域福祉課
(3)	<p>あいサポート運動を、子供から高齢者まで全ての県民が参加できる運動にするため、今年度県社協では児童向けの研修用教材の制作を予定しています。</p> <p>つきましては、この教材が福祉教育のみならず、道徳教育・人権教育のプログラムとして学校教育の現場で広く活用されるよう、支援をお願いします。</p>	<p>大人だけでなく子どもに対しても、障がいへの理解を広げていくことはとても大切なことと考えています。</p> <p>子ども向けのあいサポーター研修用の教材については、平成25年度に作成する予定です。</p>	障がい福祉課
(4)	<p>障害のある子どもや保護者が自宅に閉じこもりがちになることを防止するため、身近な地域において、障害のある子どもの発達や保護者同士のつながりを促進するような仕組みづくりが求められます。</p> <p>「障害児居場所づくり活動」は、地域住民をはじめ多様な社会資源の協働のもとにこうした仕組みを生み出していくものであり、住民の障害への理解にとどまらず地域の福祉力を高めていく重要な取り組みです。</p> <p>つきましては、この活動の全県展開を促すために「障害児居場所づくり支援事業（仮称）」を創設されることを提案します。</p>	<p>障がい児の「居場所づくり」については、当事者だけを対象としたもの、障がい児以外も対象にした誰もが参加できるもの、定期的・常設的なもの、単発のイベント型のものなどいろいろあります。</p> <p>地域の特性を踏まえ障がい児のニーズに応じた形で展開されるよう市町村に働きかけてまいります。</p> <p>また、財源については、青少年家庭課所管の「しまね子育て支援プラス事業」が活用できるので併せて紹介していきます。</p>	障がい福祉課

要望項目	回答	担当課	
3 包括的なセーフティネット体制の強化			
(1)	<p>高齢者や障害者の権利擁護の観点から、①総合相談、②日常生活自立支援事業、③法人後見事業、④成年後見制度の普及啓発事業、⑤市民後見人の養成及び支援事業などを実施する、市町村社協による「権利擁護センター（仮称）」に対する運営費補助制度の創設を提案します。</p> <p>また、こうした仕組みに対する啓発及び財源的な支援について、市町村へ働きかけをお願いします。</p>	<p>権利擁護の仕組みは、高齢者や障がい者など当事者の方々が利用しやすいものとなるよう、現在、市町村を中心として、市民後見人の養成や、当事者を直接支援する事業が行われているところです。</p> <p>島根県としては、平成25年度からすべての市町村社協に日常生活自立支援事業の専門員を配置するとともに、また市民後見人を養成するための研修事業を開始することとしたところです。</p> <p>島根県における権利擁護制度の利用状況や、権利擁護センターの運営状況、市町村における取り組み状況を把握、整理し、当事者への支援のあり方、センターの必要性について市町村とともに引き続き検討を行ってまいります。</p>	地域福祉課 高齢者福祉課
(2)	<p>平成22年度から市町村社協に配置されている生活福祉資金相談員は、総合支援資金を含めた生活福祉資金全体の借入相談から貸付後の継続的な相談支援・償還指導等を受け持ち、借受人の自立更生を支援する上で極めて重要な役割を果たしています。</p> <p>ついては、セーフティネット支援対策等事業費補助金を活用し、平成25年度以降も継続配置されるようお願いします。</p>	<p>生活福祉資金については、県社協及び8市の社会福祉協議会に合計12名の相談員が配置されていますが、平成25年度においても同等の配置ができるよう予算措置しました。</p>	地域福祉課
(3)	<p>民間賃貸住宅に入居する際の入居保証人が確保できない人に対する支援策として、県社協独自事業として「入居保証事業」を試行的に実施していますが、この事業に必要となる「入居債務保証金」への出資をお願いします。</p> <p>また、住居の確保が困難な低額所得者や高齢者、地域生活への移行を希望する障害者が県営住宅の入居に際して、原則連帯保証人を不要とされるか、または「入居保証事業」などの入居債務保証が活用できるよう、保証人要件の緩和をお願いします。</p>	<p>「入居保証事業」については、島根県社会福祉協議会における試行事業の利用状況や運営上の課題などを踏まえ、また、国において検討が行われている生活困窮者支援制度における居住の確保支援の具体的内容も踏まえながら検討してまいります。</p> <p>また、県営住宅の入居に係る連帯保証人については、家賃の債務保証等のみならず、入居者本人と連絡が取れない場合（事件、事故など）や死亡時の対応が必要なことから、直ちに不要とすることは困難であると考えます。</p> <p>今後、入居債務保証制度や緊急時の連絡先の確保、後見人の活用なども含め、健康福祉部、土木部が連携し、検討していきたいと考えております。</p>	建築住宅課 地域福祉課
(4)	<p>国のモデル事業（内閣府・厚生労働省）として県から県社協が委託を受け、実施している「パーソナル・サポート・サービス」について、平成25年度以降、県単独事業として全県的な実施をお願いします。</p>	<p>「パーソナル・サポート・サービス」事業は、今年度を持って終了しますが、この事業の成果を踏まえ、来年度からは、厚生労働省の新たなモデル事業が実施される予定であります。</p> <p>また、国においては、社会保障審議会の部会において、新たな生活困窮者支援制度の構築について議論がなされ、本年1月25日に報告書がまとめられました。</p> <p>報告書では、複合的な課題を抱える生活困窮者の早期脱却を図るために、相談支援体制の構築や、就労支援及び家計再建支援の強化などの制度的な対応が必要とされております。</p> <p>県におきましては、平成25年度は国補助金を活用してモデル事業を実施する予定としています。なお、平成26年度以降については、国における動向を見ながら検討してまいります。</p>	雇用政策課
(5)	<p>法務省が進める自立準備ホーム制度（緊急的住居確保・自立支援対策実施要綱）は、矯正施設出所者等で住居の確保が困難な者を更生保護施設以外の施設等において、一時的な宿泊場所を供与する制度であり、罪を犯した人の自立更生や地域生活定着に向け極めて有効な制度です。</p> <p>自立準備ホームの受け皿として、社会福祉施設は設備及びスタッフ等の体制が整備されており最適なものと考えていますが、これを進めるためには地域住民の理解も必要です。</p> <p>ついては、中間施設としての自立準備ホーム登録事業者が増加するよう地域住民の理解促進について積極的な周知啓発をお願いします。</p> <p>これにより、福祉の支援を必要とする特別調整対象者の受け入れについても、より一層促進するものと考えます。</p>	<p>矯正施設退所者の地域生活への円滑な移行のため、平成22年度から地域生活定着支援センターを運営し、社会福祉事業関係者への説明や啓発セミナーを行い、自立準備ホームも含めた広報啓発に力を入れています。</p> <p>また、県の実施する障がい福祉サービス事業所、施設に対する説明会等の場でも周知を図ってまいります。</p>	障がい福祉課

要 望 項 目	回 答	担当課	
4 福祉サービス従事者の確保			
(1)	<p>全国に先駆けて過疎・少子高齢化の進む本県では、2020年に65歳以上人口のピークを迎え、その後も後期高齢者人口は2030年頃まで増え続けていく一方で、その間に労働力人口は大幅に減少することが見込まれており、近い将来に深刻な介護人材不足に陥ることが懸念されています。</p> <p>将来の需要に応じた人材を中長期的に安定確保していくため、早急に介護人材確保に関する長期的なビジョンを策定し、県民に対して介護の仕事が今後の本県を支える働きがいのある仕事であることについての周知・理解や、若年層をはじめ未就業女性や中高年層など幅広い層の介護分野への就業促進を図るなど、総合的な人材確保対策を、市町村や事業者等と一体となって取り組まれるよう提案します。</p>	<p>福祉・介護人材の確保については、将来必要となる人数等を予測しながら対策を構築していくため、平成25年度において、福祉・介護人材の需要調査を行うことしました。</p> <p>この需給見通しを踏まえながら、さらに人材確保対策の検討を進めていきたいと考えています。</p> <p>また早急に着手すべき事項として、平成25年度においては、中高生への職業意識啓発、未就業女性と中高年男性を対象とした介護資格取得支援、採用活動が強化されるような事業者への働きかけ、早期離職対策、市町村と連携した事業等を強化・拡充していきます。</p>	地域福祉課 高齢者福祉課
(2)	<p>福祉・介護分野における看護職員不足解消に向け、介護職員等が働きながら看護資格を取得することを政策的に支援するため、資格取得後に福祉・介護事業所で一定期間就労した場合には貸付金返還を免除する修学資金貸与制度や、代替職員確保による現任職員の看護資格取得支援事業等を創設されるよう提案します。</p> <p>また、看護学生や潜在看護職を対象に、福祉・介護分野の仕事理解を図るため、チラシ作成や職場体験・意見交換会の実施など、福祉・介護の職場のPRをお願いします。</p>	<p>福祉・介護分野における看護職員の確保については、現在も、さまざまな手段で福祉・介護職場のPRに取り組んでいるところですが、今後需要調査をふまえた総合的な人材確保策の検討を進める中で課題を整理し、ご提案の趣旨も踏まえながら幅広く対策を検討していきたいと考えています。</p>	地域福祉課 医療政策課
(3)	<p>介護福祉士・保育士等の資格取得希望者を対象として、養成施設卒業後にへき地や離島の福祉・介護事業所において一定期間就労することを条件に貸付金返還を免除する修学資金貸与制度を県と関係市町村とが協力して創設するとともに、県内外への積極的な制度周知を図ることを提案します。</p> <p>また、福祉・介護人材確保だけでなく、その定住を促進するため、この制度を活用してU・Iターンを希望する者に対して、その居住支援や夏期休暇中等の福祉・介護事業所での「バイトーン（アルバイト+インターン）」受入れ調整などを行う「島根ふくし留学支援制度（仮称）」も併せて創設されるよう提案します。</p>	<p>介護福祉士修学資金貸付については平成25年度以降も実施することとしていますが、これまでも中山間地・離島で就業する方について償還免除となるまでの期間を短く設定しています。</p> <p>また、保育士の修学資金貸付事業については、安心こども基金を活用して平成25年度から実施することとしております。</p> <p>島根県では、「半農半X」事業に加え、平成25年度よりふるさと島根定住財団が行う「しまねの産業体験事業」であらたに介護分野への従事者も対象とするなど定住対策と連携した取り組みを検討することとしております。</p> <p>さらに、今後需要調査をふまえた総合的な人材確保策の検討を進める中で課題を整理し、ご提案の趣旨も踏まえながら幅広く対策を検討していきたいと考えています。</p>	地域福祉課 青少年家庭課
5 分野・種別ごとの政策の充実			
(1)	<p>障害者アートを活用した「仕事おこし」の全県的な展開を図るため、今後官民をあげた3年間程度での集中的な事業者支援による複数のビジネスモデル（成功モデル）の構築に向けた支援をお願いします。</p>	<p>障がい者アートの振興については、県では既に平成21年度からビジネスモデル化の支援を行っており、福祉施設や一般企業が行う展示会を通じたアートの販売、障がい者雇用などのモデル化が図られ、一定の成果を得ることができました。</p> <p>今後、アートに取り組む事業所があれば、県や関係機関の既存の助成制度の活用を通じて支援していきます。</p>	障がい福祉課
(2)	<p>障害児の特徴や、病院・福祉施設・保育所・学校等で受けた支援内容などを記録し、保管できる県内統一のファイル形式の記録ノート（サポートファイル）を作成されるとともに、県が主体となり関係先機関へ普及されることを提案します。</p>	<p>ご提案のあったサポートファイルについては、医療・保健・福祉・教育・労働等の各機関が一貫した支援を行う上で有効な手法であると考えています。既に一部の市町村において、同じ目的で「相談支援ファイル」として取り組まれていますので、今後全市町村に広がるよう働きかけて参ります。</p> <p>この事業が有効に活用されるよう、障がい児入所施設や通所事業所において作成される児童発達支援計画等を相談支援ファイルに入れることを事業者呼びかけるなど、教育と福祉の分野が連携して取り組んでいきます。</p>	障がい福祉課 特別支援教育課